

赤ちゃんのいるすべてのご家庭を訪問します

こんにちは赤ちゃん訪問

立川市では、赤ちゃんが生まれたすべてのご家庭に、生後 4 か月になるまでに保健師・助産師が訪問し、体重測定や様々なご相談を受けるとともに、市の母子保健サービス等についての情報提供を行っています。

赤ちゃんが生まれたら、赤ちゃん連絡票（出生通知票兼低出生体重児届出票）を生後 14 日以内※に下記二次元コードもしくは URL からアクセスし、電子申請にてご提出していただきますようお願いいたします。

※14 日以降でも入力が可能です。なるべく早めのご提出をお願いします。

二次元コード



URL <https://logoform.jp/form/yY6d/341206>

赤ちゃん連絡票のご提出がない場合、訪問やお電話にてご連絡させていただきます。

訪問までの流れ ～赤ちゃんが生まれたら～

ステップ1

「赤ちゃん連絡票」をご提出ください。

上部二次元コードにアクセスし電子申請してください。

入力が難しい場合には、裏面問い合わせ先へご連絡ください。

ステップ2

保健師・助産師から連絡をします。

赤ちゃん連絡票受理後、1ヶ月以内に訪問の日程調整のために連絡をいたします。

※個人携帯電話から連絡する場合があります。

Q&A ～こんな時はどうしたらいいの？～

Q. 里帰り出産で立川市にいないのですが、どうすればいいですか？

A. 里帰り出産で立川市にいない場合でも「赤ちゃん連絡票」は必ずご提出ください。また、里帰り先での赤ちゃん訪問を希望される方は、区市町村によって実施方法が異なるため、**事前に下記問い合わせ先へご連絡ください。**

尚、里帰り先で赤ちゃん訪問を受けた場合でも、生後4か月以内であれば里帰りからお戻り後、立川市でも訪問を受けることができます。立川市へ戻る時期がわかり次第、下記問い合わせ先へご連絡ください。

Q. 立川市に転入してきましたが、手続きはどうしたらいいですか？

A. 立川市の赤ちゃん訪問は、生後4か月になるまでの赤ちゃんがいるすべてのご家庭が対象です。上部二次元コードからご提出いただくか、下記問い合わせ先へご連絡ください。

Q. 上の子の相談もできますか？

A. 可能です。赤ちゃんの誕生は上のお子さんにとってもとても大きな変化になります。お母さん・お父さん・赤ちゃん、そしてごきょうだい新しい生活に慣れ、子育てを楽しめるようにお手伝いさせていただきます。必要に応じて、上のお子さんの相談先も紹介します。

赤ちゃんのご誕生おめでとうございます。楽しみにしていた赤ちゃんのご誕生で、この先楽しいことや期待することがたくさんあるのではないのでしょうか。

一方で、家族が増え生活が一変し、赤ちゃんのお世話や心配事等で、時に困難を感じることもあると思います。そんな時にはぜひ、この赤ちゃん訪問を相談や話せる機会として、ご活用ください。



問い合わせ

☎042-523-2111 (代表) 立川市ホームページ
内線4722



立川市子ども家庭部子ども家庭センターこんにちは赤ちゃん係